

環交 第1354号
平成19年10月25日

社団法人全日本トラック協会 会長 様
各都道府県トラック協会 会長 様

大 阪 府 知 事

大阪府の対策地域における車種規制非適合車の運行規制の
実施に係る会員への周知について（依頼）

日ごろから、大阪府の自動車環境対策の推進について格別のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準をより早期にかつ確実に達成するため、大阪府生活環境の保全等に関する条例を一部改正し、標記の規制を下記のとおり実施することになりました。

つきましては、貴会の会員に対する周知にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象自動車

対象自動車とは、貨物自動車、乗合自動車及び特種自動車（乗車定員が11名未満のものを除く。）をいいます。

2 運行規制の内容

運行規制の内容は、次のとおりです。

(1) 対策地域（大阪府のうち、豊能郡豊能町及び能勢町、泉南郡岬町並びに南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村を除く地域をいいます。）を発地又は着地として対象自動車を運行する者には、次の 又は のいずれかに該当する自動車の使用が義務付けられます。

ただし、対策地域を通過して運行するときは、義務付けから除外されます。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NOx・PM法」といいます。）の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するもの

自動車NOx・PM法により窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の適用が猶予されているもの

の適用猶予は、自動車NOx・PM法の窒素酸化物対策地域及び粒子状物

質対策地域のみを対象としていますが、当該地域以外についても、規則で同様の定めをする予定です。(ただし、初度登録の日が平成14年10月1日以降のものについては、初度登録の日に関して、みなし規定を置く予定です。)

(2) 対策地域を発地又は着地として、対象自動車を運行するときは、当該自動車への適合車等標章(ステッカー)の貼付が義務付けられます。

3 運行規制の開始日

平成21年1月1日

特種自動車に係る運行規制の開始日は、規則で定める予定です。

4 適合車等標章の交付

適合車等標章の交付は、平成20年4月1日以降に実施します。

交付の方法等につきましては、詳細が決定次第、お知らせします。

5 その他

大阪府のホームページにおいても、以下のURLのページで、条例改正の内容についての周知を行っていますので、参考にしてください。

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/ryuunyuu/>

— 問 合 せ 先 —

環境農林水産部 環境管理室

交通環境課 自動車排ガス事業者指導グループ

担当 藤岡、大谷、鈴木、加賀城

電話 06-6941-0351 内線 3890、3896

FAX 06-6941-5778

E-mail kankyokanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp